

2024年4月17日

株式会社産業革新投資機構

JIC キャピタル株式会社

**JICC-02 株式会社による J S R 株式会社（証券コード：4185）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

JIC キャピタル株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 CEO：池内省五）が運用する JIC PE ファンド 1 号投資事業有限責任組合及び JIC PE 共同投資ファンド 1 号投資事業有限責任組合が発行済株式の全てを所有している JICC-02 株式会社は、本日、別添のプレスリリース「J S R 株式会社（証券コード：4185）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」を公表しましたので、お知らせいたします。

以 上

（添付資料）

- (1) 2024年4月17日付「J S R 株式会社（証券コード：4185）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」
- (2) JIC キャピタル株式会社 CEO メッセージ

■ 報道関係者からのお問い合わせ先

株式会社産業革新投資機構及び JIC キャピタル株式会社
広報担当 奥村（070-3960-3640）、三角（080-8098-0445）
東京都港区虎ノ門 1-3-1 東京虎ノ門グローバルスクエア
株式会社産業革新投資機構 HP：<https://www.j-ic.co.jp/jp/>

各位

会 社 名 JICC-02 株式会社
代表者名 代表取締役 板橋 理

J S R株式会社（証券コード：4185）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

JICC-02 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024 年 3 月 18 日、J S R株式会社（証券コード：4185、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、以下「対象者」といいます。）の株券等を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024 年 3 月 19 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2024 年 4 月 16 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 JICC-02 株式会社
所在地 東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号

(2) 対象者の名称

J S R株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

イ 2005 年 6 月 17 日開催の定時株主総会及び 2005 年 6 月 17 日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2005 年 6 月 18 日から 2025 年 6 月 17 日まで）

ロ 2006 年 6 月 16 日開催の定時株主総会及び 2006 年 7 月 10 日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2006 年度新株予約権（取締役用）」といいます。）（行使期間は 2006 年 8 月 2 日から 2026 年 6 月 16 日まで）

ハ 2006 年 6 月 16 日開催の定時株主総会及び 2006 年 7 月 10 日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2006 年度新株予約権（執行役員用）」といいます。）（行使期間は 2006 年 8 月 2 日から 2026 年 6 月 16 日まで）

ニ 2007 年 6 月 15 日開催の取締役会及び 2007 年 7 月 9 日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2007 年度新株予約権」といいます。）（行使期間は 2007 年 7 月 11 日から 2027 年 7 月 10 日まで）

- ホ 2008年6月13日開催の取締役会及び2008年7月14日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2008年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2008年7月16日から2028年7月15日まで）
- へ 2009年6月16日開催の取締役会及び2009年7月13日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2009年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2009年7月15日から2029年7月14日まで）
- ト 2010年6月18日開催の取締役会及び2010年7月12日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2010年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2010年7月14日から2030年7月13日まで）
- チ 2011年6月17日開催の取締役会及び2011年7月11日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2011年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2011年7月13日から2031年7月12日まで）
- リ 2012年6月15日開催の取締役会及び2012年7月9日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2012年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2012年7月11日から2032年7月10日まで）
- ヌ 2013年6月21日開催の取締役会、2013年6月27日開催の取締役会及び2013年7月8日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2013年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2013年7月17日から2033年7月16日まで）
- ル 2014年7月14日開催の取締役会及び2014年7月28日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2014年度新株予約権」といい、第1回新株予約権、2006年度新株予約権（取締役用）、2006年度新株予約権（執行役員用）、2007年度新株予約権、2008年度新株予約権、2009年度新株予約権、2010年度新株予約権、2011年度新株予約権、2012年度新株予約権、2013年度新株予約権及び2014年度新株予約権を総称して以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2014年7月31日から2034年7月30日まで）

③ 株券等預託証券

Citibank, N.A.、The Bank of New York Mellon、Convergex Depository, Inc. 及びJPMorgan Chase Bank, N.A.（以下、これらを総称して「本預託銀行」といいます。）により米国で発行されている対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に係る米国預託証券（以下「本米国預託証券」といいます。）が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式（以下「本米国預託株式」といいます。）

（注）Citibank, N.A. が2008年11月4日付で、The Bank of New York Mellon が2010年9月17日付で、Convergex Depository, Inc. が2014年10月15日付で、JPMorgan Chase Bank, N.A. が2022年8月26日付で米国証券取引委員会に提出した本米国預託証券に係る届出書（Form F-6EF）によれば、対象者株式については、本米国預託証券が発行されていますが、対象者によれば、本米国預託証券の発行には、対象者は関与していないとのことです。本公開買付けにおいては、対象者株式の全ての取得をめざしていることから、公開買付者は、法第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第8条第5項第3号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があるため、買付け等をする株券等の種類に本米国預託証券を

含めております。一方で、本米国預託証券は、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得を行うに当たり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託証券自体の取得を行うことは困難であることが判明しております。そのため、本公開買付けにおいては対象者株式及び本新株予約権の応募のみの受付けを行い、本米国預託証券自体の応募の受付けは行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受付けを行うことにいたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
207,760,664 株	138,507,100 株	一株

- (注1) 本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（138,507,100 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（138,507,100 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の最大数である207,760,664株を記載しております。なお、当該最大数は、2024年2月13日に提出した第79期第3四半期報告書（以下「対象者第3四半期報告書」といいます。）に記載された2023年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（208,400,000株）に、対象者から2024年2月29日現在残存するものと報告を受けた第1回新株予約権37個の目的である対象者株式数3,700株、2006年度新株予約権（取締役用）23個の目的である対象者株式数2,300株、2006年度新株予約権（執行役員用）8個の目的である対象者株式数800株、2007年度新株予約権46個の目的である対象者株式数4,600株、2008年度新株予約権96個の目的である対象者株式数9,600株、2009年度新株予約権184個の目的である対象者株式数18,400株、2010年度新株予約権229個の目的である対象者株式数22,900株、2011年度新株予約権322個の目的である対象者株式数32,200株、2012年度新株予約権382個の目的である対象者株式数38,200株、2013年度新株予約権90個の目的である対象者株式数9,000株、2014年度新株予約権106個の目的である対象者株式数10,600株を加算した株式数（208,552,300株）から、対象者が2024年2月5日に公表した2024年3月期第3四半期決算短信〔I F R S〕（連結）に記載された2023年12月31日現在対象者が所有する自己株式数（791,636株）を控除した株式数（207,760,664株）（以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）になります。
- (注5) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2024年3月19日（火曜日）から2024年4月16日（火曜日）まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき金4,350円

② 新株予約権

第1回新株予約権1個につき金434,900円

2006年度新株予約権（取締役用）1個につき金434,900円

2006年度新株予約権（執行役員用）1個につき金434,900円

2007年度新株予約権1個につき金434,900円

2008年度新株予約権1個につき金434,900円

2009年度新株予約権1個につき金434,900円

2010年度新株予約権1個につき金434,900円

2011年度新株予約権1個につき金434,900円

2012年度新株予約権1個につき金434,900円

2013年度新株予約権1個につき金434,900円

2014年度新株予約権1個につき金434,900円

③ 株券等預託証券

本米国預託株式に係る対象者株式の数1株につき金4,350円

（注）本公開買付けにおいては、本米国預託証券自体の応募の受け付けは行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受け付けを行うこととしていることから、本米国預託証券を本預託銀行に引き渡すことにより交付を受けることとなる対象者株式1株当たりの買付け等の価格を記載しております。

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（138,507,100株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（175,272,231株）が買付予定数の下限（138,507,100株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び発行者以外のものによる株券等の公開買付の開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、2024年4月17日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	175, 120, 931 株	175, 120, 931 株
新株予約権証券	151, 300 株	151, 300 株
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 (米国預託証券)	—	—
合 計	175, 272, 231 株	175, 272, 231 株
(潜在株券等の数の合計)	(151, 300 株)	(151, 300 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1, 752, 722 個	(買付け等後における株券等所有割合 84.36%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	2, 074, 783 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第3四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(207,760,664株)に係る議決権の数(2,077,606個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

② 決済の開始日

2024 年 4 月 23 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込に対する承諾又は売付け等の申込をされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付け代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、公開買付け者が 2024 年 3 月 18 日付で公表した「J S R 株式会社（証券コード：4185）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

公開買付け者は、公開買付け者が対象者を完全子会社化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続を実施した場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

以上に関する具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

JICC-02 株式会社

（東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区兜町 2 番 1 号）

5. その他

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主及び本新株予約権の所有者ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却

の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はその関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者又は対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

以 上

2024年4月17日

CEOメッセージ

本日、無事、TOBが成立いたしましたことを受け、まずは、関係者の皆様に御礼申し上げます。

JSRは、フォトレジストを中心とした半導体材料において高い技術力を持ち、グローバル水準でも高い競争力を持つ有望な企業であると考えております。我々は、JSRを核として、業界再編を実現してゆくことで、半導体材料メーカーの国際競争力を更に高めて行く事が可能となり、日本の産業競争力を維持・発展させて行く上で非常に重要なテーマであるとも考えています。また、技術革新、品質の向上、顧客との深い信頼関係構築に向けたJSRの取り組みは、半導体やディスプレイなどの電子材料、先端治療薬や機能性プラスチックの市場において、持続的な高い成長を成し遂げようとするもので、JICキャピタルはその実現を支えて行きたいと考えております。

我々JICキャピタルとJSRがタッグを組み、協調して経営を担ってゆくことで、JSRの顧客対応を今まで以上に、質が高く、スピードアップされたものに進化させると同時に、大胆な経営戦略の実行により、上記で掲げたVISIONを達成できると考えています。

以上

JICキャピタル株式会社
代表取締役社長 CEO
池内 省五